

2023年4月1日からの胚・卵子・精子凍結保存延長料に関するご案内

胚・卵子・精子の凍結保存延長料について、下記の通り改定いたします。
2023年4月1日以降に保存期間満了となり、延長を希望される患者様より改定後の新料金が適用されます。
これまで凍結日ごとに延長料をいただいておりますが、今後は年に1回のお支払いとなります。
なお、期間満了を迎える患者様には、個別にお手紙にてご案内いたします。

● 胚・卵子・精子凍結保存延長料の改定

旧料金：採卵周期ごとに年間22,000円

例：3周期分凍結している場合 … 年間66,000円

↓ 2023年4月1日より

新料金：最終の凍結・延長から1年経過した際に1年分をご請求

保険診療の場合：年間 10,500円(保険適用されるのは胚のみ)

自費診療の場合：年間 38,500円

上記改定に伴い、凍結保存期間が4年目以降の方に適用されておりました
凍結延長料の減免も廃止とさせていただきます。

● 保険診療での延長について、以下をご確認ください

- **胚**の保険診療での延長は以下の1~4全ての条件を満たす方が対象となります
- **精子**の保険診療での延長は以下の1,2の条件を満たす方が対象となります

	条件	条件の詳細
1	保険での治療の要件を満たしている	・40歳未満*で保険での胚移植6回未満であること ・40歳以上*で保険での胚移植3回未満であること ・更新時43歳未満であること *保険での治療開始時の 妻の年齢
2	現在通院中または治療再開予定である	以下の方は 自費 での延長になります。 ・妊娠中 ・合併症の発覚や授乳中などにより不妊症に関わる治療が中断し、半年以内に通院・治療を再開する意思がない ・保険適用外の治療や検査、薬剤の使用を予定している
3	凍結保存期間中に来院できる	保険での延長には 治療計画書の作成 と、医師からご夫婦への説明・同意が必要です。
4	保険での凍結管理が3年未満である	導入時(採卵・凍結時)含めて合計3年間は保険診療での凍結管理が可能となります。 下記の図はイメージです <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>① 凍結胚の更新を保険を使用して連続して行う場合 4年目以降は自費の延長料がかかります</p><p>1年目 → 2年目 → 3年目 → 4年目 → 5年目 保険 保険 保険 自費 自費</p><p>② 途中で自費診療を行った等の理由がある場合でも、 計3年間分の延長料には保険が使用できます</p><p>1年目 → 2年目 → 3年目 → 4年目 → 5年目 保険 自費 保険 保険 自費</p></div>

● 保険診療での延長の対象である場合

胚の延長

- **延長期限が切れる前に受診が必要です。**

診察のご予約をお取りください。

受診時の

- ・治療計画書の作成および提出
- ・延長依頼書提出
- ・延長料含む診察費のお支払い をもって延長手続きの完了となります。

精子の延長

依頼書のご返送をお願いいたします(保険の場合、延長料は発生しません)。

※ **妊孕性温存療法**で凍結した胚・精子の保存延長は保険適用されません。

都道府県の助成事業がありますので、詳しくは下記リンクよりご確認ください。
[東京都福祉保健局サイト 生殖機能\(妊よう性\)の温存について](#)

ご不明な点等ありましたら下記フォームよりお問い合わせください。
<https://www.ogikubo-ivf.jp/inquiry/>

個別の事例については、お返事に時間をいただく内容となりますので、
電話での問い合わせはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。